

様式第16の2（第34条の3関係）

表 面	
8センチメートル	
第 号	
電気用品安全法第46条第1項の規定による立入検査等 を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分 証明書	
3センチメートル	
4センチメートル	
写 真	押 出 ス タ ン プ
所属 氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長 印	

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第234号）抜すい
第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項又は第2項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。
第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。
十一 第46条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。